平成２１年（フ）第７１号
山形県東置賜郡高畠町大字入生田282番地
破産者　近野善兵衛
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第４７９号
埼玉県東松山市六軒町19番地９　コーポアプリコット101
破産者　坂中　孝欣
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第４９８号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地21―501
破産者　栗城　博二
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５１４号
埼玉県行田市谷郷１丁目５番31号
破産者　中村　　忠
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３５５０号
横浜市港南区日野中央２丁目３番２―408号
破産者　鈴木　亜紀
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７００号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島2733番地、開始決定時の住所神奈川県小田原市栄町４丁目２番29号
破産者　土谷　　基
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４８０号
福井市高木中央２丁目2901番地３　レオパレス高木中央第１―205号室、旧住所福井市丸山２丁目2307番地３
破産者　丹羽幸こと　丹羽　眞雄
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
静岡県浜松市中区幸２丁目15番５号
破産者　鈴木きよ子
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
愛知県一宮市森本２丁目25―15　コンテッサデューエ３Ａ、住民票上の住所愛知県一宮市笹野1487番地１
破産者　濱渕　雅彦
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５９０号
愛知県稲沢市井之口石塚町39番地２
破産者　川口モータースこと　川口　　修
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８０６号
京都府宇治市宇治半白26番地の25　パールハイツ小倉203号、前住所京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208棟307号
破産者　角田　利香
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
広島市安芸区上瀬野１丁目26番27―10―202号Ａ、開始決定時の住所広島県安芸郡坂町坂東１丁目１番７―305号
破産者　マツモトモデルこと　松本　秀孝
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８号
大分県速見郡日出町大字大神3356番地18、開始決定時の住所大分県速見郡日出町大字大神2135番地１
破産者　廣田　靖夫
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第２２２号
佐賀市久保泉町大字下和泉1680番地２、前住所佐賀市久保泉町大字下和泉1682番地３
破産者　永利美喜慈
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１７５３号
宮城県宮城郡松島町磯崎字夕陽が丘12番地、開始決定時の住所仙台市青葉区中山２丁目１番13号
破産者　和田　清一
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第７７号
山形県最上郡最上町大字富澤3224番地、破産手続開始決定時の住所山形県最上郡最上町大字向町898番地の10
破産者　石山　利一
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成１８年（フ）第１６０号
茨城県水戸市谷津町572番地
破産者　高田　　正
1　決定年月日　平成22年３月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所